

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|------------------------|
| 16 | 介護保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

由布市は、介護保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣する。

特記事項

評価実施機関名

大分県由布市長

公表日

令和6年12月25日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---------------------------------|--|
| ①事務の名称 | 介護保険料の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 介護保険法その他の介護保険に関する法律及び行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき介護保険に関する事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱う。 (具体的な事務) ・介護保険料徴収に関する事務 |
| ③システムの名称 | ・介護保険システム、・団体内統合宛名管理システム、・中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| ・資格情報ファイル、・給付情報ファイル、・賦課調定情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項及び別表の100の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供) ・法令上の根拠なし (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 高齢者支援課 |
| ②所属長の役職名 | 高齢者支援課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 高齢者支援課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 |
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和6年12月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|---|-----------|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | []委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | []提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | []接続しない(入手) []接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------------|---|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない | | |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | |

| | |
|---|---|
| 9. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------|----------------|---|--|------|-----------------|
| 平成29年6月1日 | I 5 ②所属長 | 健康増進課長 麻生清美 | 健康増進課長 生野浩一 | 事後 | 人事異動に伴う所属長変更のため |
| 平成29年6月1日 | I 7 請求先 | 総合政策課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 | 総務課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 | 事後 | 組織再編に伴う変更のため |
| 平成29年6月1日 | I 8 連絡先 | 健康増進課 〒879-5192 大分県由布市湯布院町川上3738番地1 Tel0977-84-3111 | 健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 | 事後 | 組織再編に伴う変更のため |
| 平成29年10月30日 | 評価実施機関名 | 由布市長 首藤奉文 | 大分県由布市長 | 事後 | 市長名の削除 |
| 平成30年4月1日 | I 5 ②所属長 | 健康増進課長 生野浩一 | 健康増進課長 馬見塚 美由紀 | 事後 | 人事異動に伴う所属長変更のため |
| 令和1年5月10日 | 新様式への変更 | | | 事後 | |
| 令和2年4月1日 | I 5①部署 ②所属長 | 健康増進課 健康増進課長 | 高齢者支援課 高齢者支援課長 | 事後 | 組織再編に伴う変更のため |
| 令和2年4月1日 | I 8 連絡先 | 健康増進課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 | 高齢者支援課 〒879-5498 大分県由布市庄内町柿原302番地 Tel097-582-1111 | 事後 | 組織再編に伴う変更のため |
| 令和3年9月15日 | I 4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 | 番号法第19条第8号 | 事後 | 番号法改正に伴うもの |
| 令和3年9月15日 | II 1 対象人数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和3年9月15日 | II 2 取扱者数 | 平成31年4月1日 時点 | 令和3年4月1日 時点 | 事後 | |
| 令和6年12月25日 | I 3 個人番号の利用 | 番号法第9条第1項及び別表第一の68の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条 | 番号法第9条第1項及び別表の100の項並びに平成26年内閣府・総務省令第5号第50条 | 事後 | 番号法改正に伴うもの |
| 令和6年12月25日 | I 4 ②法令上の根拠 | 番号法第19条8号 別表第二の94の項 | (情報提供) ・法令上の根拠なし (情報照会の根拠) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条 | 事後 | 番号法改正に伴うもの |
| 令和6年12月25日 | II 1 対象人数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事前 | 標準化システム対応のため |
| 令和6年12月25日 | II 2 取扱者数 | 令和3年4月1日 時点 | 令和6年12月1日 時点 | 事前 | 標準化システム対応のため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------|--------|---|------|----------------------|
| 令和6年12月25日 | IV 8. 人手を介在させる作業 | 旧様式になし | 2) 十分である ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、更新時にも、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか確認を実施しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 | 事前 | 標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの |
| 令和6年12月25日 | IV 11. 最も優先度が高いと思われる対策 | 旧様式になし | 9) 従業者に対する教育・啓発 2) 十分である 由布市研修計画に従い、管理職へ毎年度当初に研修を行っている。年度中において、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員（会計年度職員を含む。）等に対し、教育研修を実施し、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。また、庁内で漏えい等のヒヤリハット事案が発生した際等には、再発防止策等の周知や、必要な内部監査等を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 | 事前 | 標準化対応のため及び様式の改正に伴うもの |
| | | | | | |